

令和 8 年度 特別職報酬等審議会

(第 3 回審議会 要点筆記)

(令和 8 年 8 月 5 日開催)

令和8年度 第3回日田市特別職報酬等審議会

《審議会議事録（要点）》

●日 時 令和8年8月5日（水） 10：00～11：00

●会 場 市役所4階庁議室

●出席者

（1）委 員	嶋崎 健二	委員	森 正憲	委員（職務代理）
	井上 營吉	委員（会長）	瀬戸 亨一郎	委員
	飯田 哲雄	委員	河津 建夫	委員
	諫本 憲司	委員	田邊 徳子	委員
	増田 理史	委員		

欠席者 梶原 治 委員

（2）事務局 総務企画部長 総務課長 総務課主幹（総括）給与厚生係担当
総務課主幹（総括）人事係担当

1. 会長あいさつ

第3回となります本審議会は、前回の第2回審議会で審議いただきました報酬額等の改定の方角性を踏まえ、最終的な答申内容を確定させる重要な会となります。

これまで、第1回では客観的事実の説明及びその後の審議をいただき、第2回では報酬額等の改定の方角性を決定するための実質的な議論を通じて、改定の方角性をお決めいただきました。

本日は、その決定内容に基づいて答申書の文言調整を行い、採決を行うこととなります。

本日の採決を経て、令和8年7月17日付で諮問のありました議会の議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額について、市長に対して答申をさせていただくこととなります。

委員の皆様には、引き続き厳正かつ公正な見地からご審議いただきますよう、お願い申し上げます。

2. 本日の議事進行について

事務局より、本日の進行は次のとおりである旨の説明があり、事務局案のとおり進めることについて、異議なしで承認されたもの。

- ・第2回審議会の議事録の確認
- ・答申内容の決定
- ・市長への答申

3. 第2回審議会の議事録の確認

事務局から議事録の主な意見について説明し、近日中に市のホームページで公開することを決定した。

4. 資料の説明及び審議

<主な意見等>

発言者	内 容
会長	審議に入る前に、本日の第3回審議会については、第1回審議会で決定したとおり「公開」として審議を進めることを確認しておきたい。 この点について、事務局から説明をお願いする。
事務局	【第3回審議会を公開とすることについて】 本日の第3回審議会について、第1回審議会で決定したとおり「公開」として議事を進めることについて説明する。 日田市特別職報酬等審議会は、日田市自治基本条例の規定に基づき、公開を原則としている。 この原則に基づき、これまでの審議会の開催状況について説明する。 第1回審議会において、当審議会は公開と決定した。 その後、第2回審議会では、審議の前に、「利害関係者である議員が傍聴していると委員が気兼ねして率直な意見を述べられなくなることが危惧される」との懸念が委員より示された。 そのため、審議の中立性を担保する観点から、審議会の場において委員に諮り、合議の結果、第2回目の審議会を非公開とする特別な措置をとったものである。 次に、今回の第3回審議会を公開とすることについて説明する。 今回の会議目的が最終的な答申案の確定を主とするものであることから、懸念される「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」は解消されている。 具体的には、報酬等の改定に関する実質的な方向性、意思形成の核心部分については、既に十分に議論が尽くされた状況となっている。

	したがって、本日の第3回審議会では、これまでの議論を踏まえた最終的な答申案の確定という段階であり、第1回審議会で決定したとおり公開となるものである。 なお、令和8年度の審議会は本日をもって終了予定であるが、事務局として考えられる今後の審議会の運用について説明する。 今後も、審議会は公開という原則に則りながら、具体的な審議に入る前に、例えば「事前協議会」のような場を設けて、委員同士で気兼ねなく自由な意見を交わす意見集約の場を作った上で、審議会を公開とする運用に取り組みたいと考えている。 このような運用により、公開原則に基づきながらも、委員が率直な意見を述べられる環境を整備し、審議の中立性と透明性の両立を目指していく。
会長	事務局からの説明の内容について、ご質問やご意見等はあるか。 ～質問及び意見等なし～
会長	本日の第3回審議会は、第1回審議会で決定したとおり公開とすることにご異議はないか。 ～異議なし～
会長	本日の第3回審議会は、第1回審議会で決定したとおり公開とする。
会長	【答申内容の決定について】 答申案について、事務局からの説明を求める。
事務局	この答申書案は、審議会での審議結果や委員の皆様からいただいた貴重なご意見を踏まえ、作成したものである。 【「第1 審議会の結論」について】 市長、副市長及び教育長の給料の額並びに議会の議員報酬の額については、記載のとおりである。 改定の時期については、「令和9年4月1日とすることが適当である」ところである。 【「第2 審議会の答申理由」について】 答申理由の冒頭に、審議の方法や判断基準を記載しており、景気や市の財政、職員の給与、県内各市及び類似団体の報酬等や人口規模、財政状況等との比較

を踏まえ、客観的かつ慎重に審議を行ったものである。

本市における経済情勢は、人口減少に伴う内需縮小や地場産業を取り巻く環境の変化に直面している。一方で、観光業等においては一部持ち直しの兆しが見られるなど、地域経済の活性化に向けた取組が進められている。

しかしながら、事業所のコスト増への対応と物価高への賃金改善が進む中であっても、市民生活を取り巻く環境には課題が残されている状況にある。

本市の財政状況については、中長期的な歳入確保が課題となる中で、公共施設の更新や社会保障経費の増大等に伴う経費増が見込まれており、安定的な財政運営に努めているところである。

本市の一般職員の給料については、国の人事院勧告などに準じた改定を行っており、近年大幅な引き上げが続いている一方で、特別職の給料及び議員の報酬については据え置きが続いている状況である。

このような状況を踏まえ、特別職の給料の額については、職務給的な性格を有することから、その職務の難易度や重要性を考慮するとともに、社会経済情勢や県内各市並びに財政状況や人口規模などが類似する類似団体との比較により、適正な金額を審議検討したものである。

ここからは中段以降の記載になるが、特別職及び議員それぞれの審議結果について説明する。

市長については、その職責の重さを考えれば給料は相応に高くあるべきであり、そうでなければ今後、優秀な人材が市長を志す意欲にもつながらないとの意見が出され、近年の他市における増額改定の動きや県内他市との比較均衡も踏まえ、増額改定が適当であるとの結論に至ったものである。

教育長については、少子化が進む中での教育行政の重要性や、類似団体との比較を踏まえ、増額改定が適当であるとの結論に至ったものである。

副市長については、類似団体と比較して高い水準にあること等を総合的に判断し、現行の額に据え置くことが適当であるとの結論に至ったものである。

議員の報酬については、議員のなり手不足が深刻な問題として取り上げられており、若い世代や女性を含む多様な人材が議員として参画できるよう、議員活動の環境整備の観点から見直しの必要性が強く認識されているところである。

他市において報酬の見直しが進められている中、様々な意見を踏まえ総合的に判断した結果、今回2名の定数削減が実現したことも考慮し、まずはかつて減額された分を元の水準に回復させることが適当であるとの結論に至ったものである。

議長及び副議長については、同様の趣旨により増額改定が適当であるとの結論に至ったものである。

最後に、「第3 附帯意見」について説明する。

	本審議会の審議において、特別職及び議員のいずれについても、その職責の重さに見合った適正な報酬水準を確保することが、優秀な人材の確保につながるとともに、重責を担う者として強い意志と情熱をもって職務にあたることへの期待が示されたところである。 また、今後も社会経済情勢の変化や他市の動向を注視しながら、適時適切に報酬の水準について検討を継続して行うことを望むものである。 以上が答申案の説明である。
会長	事務局の説明に対して質問や修正すべき点はあるか。
委員	第2回審議会において、特に旧郡部の教育行政に関する懸念が示されたところである。このような事態になることは予測されながらも、現在のような状況に至っている。 教育行政に携わる者には、強い決意をもってその職務にあたってもらいたい。 答申案では関連する記載が2行程度にとどまっている点が気になるところである。
事務局	答申案の中で、教育長の給料の増額理由について、「教育長についても、少子化が進む中での教育行政の重要性や、類似団体との比較を踏まえ、増額改定が適当であるとの結論に至ったものである」と記載し、附帯意見においても、「重責を担う者として強い意志と情熱をもって職務にあたることへの期待が示された」と記載しているところである。 答申書にすべての事項を記載することは困難であることからこのような記載となったが、これまで委員からいただいたご意見については、担当部局に対し、議事録の公表とあわせてその内容を伝達し、今後の対応を依頼してまいりたいと考えている。
会長	他にご意見や修正すべき点がないようですので、本答申書の内容を確定する。 委員の皆様、ご承認いただけるか。
委員	～異議なし～
会長	全員のご承認をいただいた。それでは、本答申書は確定する。
事務局	【市長への答申】 ただいまから、井上会長から市長へ答申書をお渡しする。

会長	市長におかれましては、本日はお忙しい中ご出席いただき、誠にありがとうございます。 本審議会は、令和８年７月１７日付でご諮問いただきました「議会の議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額について」、慎重に審議を重ねてまいりました。 それでは、本答申書の内容をご説明させていただきます。 本答申書は、第１回から第３回にかけて、各種資料に基づき厳正かつ公正な見地に立って慎重に審議を重ねた結果、取りまとめられたものである。 特に、景気の動向や市の財政状況、一般職員の給与の状況、県内各市及び類似団体の報酬等や人口規模、財政状況等との比較を踏まえ、客観的かつ慎重に審議を行ったものである。 改定の時期は令和９年４月１日とすることが適当である。 市長については、月額８９万２,０００円とし、２万円の増額改定とする。 その職責の重さを考えれば給料は相応に高くあるべきであり、今後、優秀な人材が市長を志す意欲にもつながるものと考えている。 副市長については、月額７１万円とし、据え置きとする。 類似団体と比較して高い水準にあることから、現行の額に据え置くことが適当である。 教育長については、月額６１万２,０００円とし、１万円の増額改定とする。 少子化が進む中での教育行政の重要性や、類似団体との比較を踏まえ、増額改定が適当である。 次に、議員の報酬についてである。 議長については、月額４５万７,０００円とし、１万円の増額改定とする。 副議長については、月額４０万３,０００円とし、１万円の増額改定とする。 議員については、月額３９万２,０００円とし、１万円の増額改定とする。 議員のなり手不足が深刻な問題として取り上げられており、若い世代や女性を含む多様な人材が議員として参画できるよう、議員活動の環境整備が必要である。 今回２名の定数削減が実現したことも考慮し、かつて減額された分を元の水準に回復させることが適当であるとの結論に至ったものである。 議長及び副議長についても、同様の趣旨により増額改定が適当である。 最後に、附帯意見について説明する。 本審議会の審議において、特別職及び議員のいずれについても、その職責の重さに見合った適正な報酬水準を確保することが、優秀な人材の確保につながるとともに、重責を担う者として強い意志と情熱をもって職務にあたることへの期待が示された。 今後も社会経済情勢の変化や他市の動向を注視しながら、適時適切に報酬の
-----------	--

市長	水準について検討を継続して行うことを望むものである。 以上をもって、本審議会の答申とする。 それでは、答申書をお渡しする。 井上会長をはじめ、審議会の委員の皆様には、お忙しい中、本市の特別職報酬等について、厳正かつ公正な見地に立ち、慎重に審議いただきましたことに、心より感謝申し上げます。 本日いただきました答申につきましては、景気の動向、市の財政状況、一般職員の給与の状況、さらには県内各市及び類似団体との比較を踏まえ、客観的かつ慎重に審議いただいた結果であり、大変貴重なものと認識しております。 本答申で示された結論は、優秀な人材の確保と、職責を果たすための環境整備の観点から導き出されたものであり、これを真摯に受け止め、適切に対応してまいります。 また、審議会から附帯意見として、「今後も社会経済情勢の変化や他市の動向を注視しながら、適時適切に報酬水準について検討を継続して行うこと」とのご指摘をいただきました。この貴重なご指摘を踏まえ、今後の報酬水準の検討に活かしてまいります。 改めまして、本審議会の皆様に心より感謝申し上げます。本日は誠にありがとうございました。
事務局	これを持ちまして、令和８年度日田市特別職報酬等審議会を散会いたします。 お疲れ様でした。
11：00	終了

※本議事録は、事務局職員の要点筆記によるものであり、発言の一部については、委員の発言趣旨をそこなわない範囲で、表現の変更、また、不足している語句の補足など必要な加筆を行っております。